

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年6月7日)

- 1 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に係る建設業団体への要請について
【県土総務課・技術企画課】……1ページ
- 2 土木関係建設コンサルタント業務の総合評価入札の見直しについて
【県土総務課】……3ページ
- 3 県道河原インター線の愛称決定について
【道路建設課】……4ページ
- 4 湖山川等におけるフナ等の斃死(へいし)について
【河川課】……5ページ
- 5 境港における平成25年度先導的官民連携支援事業の採択について
【空港港湾課】……6ページ
- 6 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査要項(案)の概要について
【空港港湾課】……7ページ
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課・空港港湾課】……9ページ

県 土 整 備 部

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に係る建設業団体への要請について

平成25年6月7日
県土総務課・技術企画課

技能労働者の労働環境の改善や若年入職者の確保に向けて、鳥取県知事から各建設業団体代表者に対して技能労働者への適切な賃金水準の確保等について、直接要請を行いました。

1 要請の背景

- 近年の建設業は、建設投資の減少により受注競争が激化し、厳しい経営環境にあり、労働者の賃金低下や社会保険未加入を招き、若年入職者の減少が続いている。
- この対策として、平成25年度に公共工事設計労務単価（新労務単価）を引上げ設定（対前年度11.8%上昇）するとともに、平成25年4月1日以降契約する工事のうち、平成24年度労務単価を適用した工事について、新労務単価に基づく契約に変更することができる「労務単価変更の特例措置」を講じた。

※ 労働者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険全てに加入）への加入状況

鳥取県 77% <全国平均 58%> (平成24年10月調査)

2 建設業団体への要請の概要

(1) 日 時 平成25年6月3日（月）午後2時～2時50分

(2) 場 所 白兎会館

(3) 出席者 県側： 鳥取県知事、総務部長、県土整備部長ほか
建設業団体側： 鳥取県建設業協会、鳥取県管工事業協会、
鳥取県造園建設業協会、鳥取県電業協会 計32名

（4）要請内容

① 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格で下請契約を締結すること。
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請すること。
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準を引上げること。

② 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結すること。
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させること。

③ 若年入職者の積極的な確保

- ・ 賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保すること。

技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請



1 要請内容

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約の締結
- 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結する。
- 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる。

(3) 若年入職者の積極的な確保

- 賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

2 現状と課題

- 近年の建設業は、建設投資の減少により受注競争が激化し、厳しい経営環境にあり、労働者の賃金低下や社会保険未加入を招き、若年入職者の減少が続いている。
- 建設業は、県民の生活基盤となる社会資本整備や災害対応を行うなど重要な産業であることから、今、適切な対策を講じなければ、近い将来、人材不足により、社会資本の維持・更新にも支障を及ぼす恐れがある。

<労働者の社会保険等への加入(健康保険、厚生年金保険、雇用保険全て加入)状況(平成24年10月調査)>
鳥取県 77% (全国平均 58%)

技能労働者に対する適切な賃金支払と若年入職者の確保は建設産業全体の喫緊の課題

3 国・県の取組み

(1) 技能労働者への適切な賃金水準の確保

- 予定価格に社会保険料等の法定福利費相当額を適切に反映させるため、平成24年度に現場管理费率を見直し、平成25年度に公共工事設計労務単価(新労務単価)を設定
- 平成25年4月1日以降契約を行う工事のうち、平成24年度労務単価を適用して積算した予定価格に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更することができる「労務単価変更の特例措置」を講じた。

<平成25年度公共工事設計労務単価の対前年度に対する上昇率>
鳥取県 約11.8% (全国平均 約15%)

(2) 社会保険等未加入対策の更なる徹底

- 平成24年11月から建設業許可・更新時及び経営事項審査時に社会保険等加入の確認・指導を実施→指導に従わず未加入の企業は保険担当部局への通報や監督処分の対象

(3) フォローアップ調査

- 設計労務単価の上昇による技能労働者の賃金水準上昇の実態を把握する予定
- さらに、毎年秋頃に行う労務費調査により翌年度の設計労務単価に反映

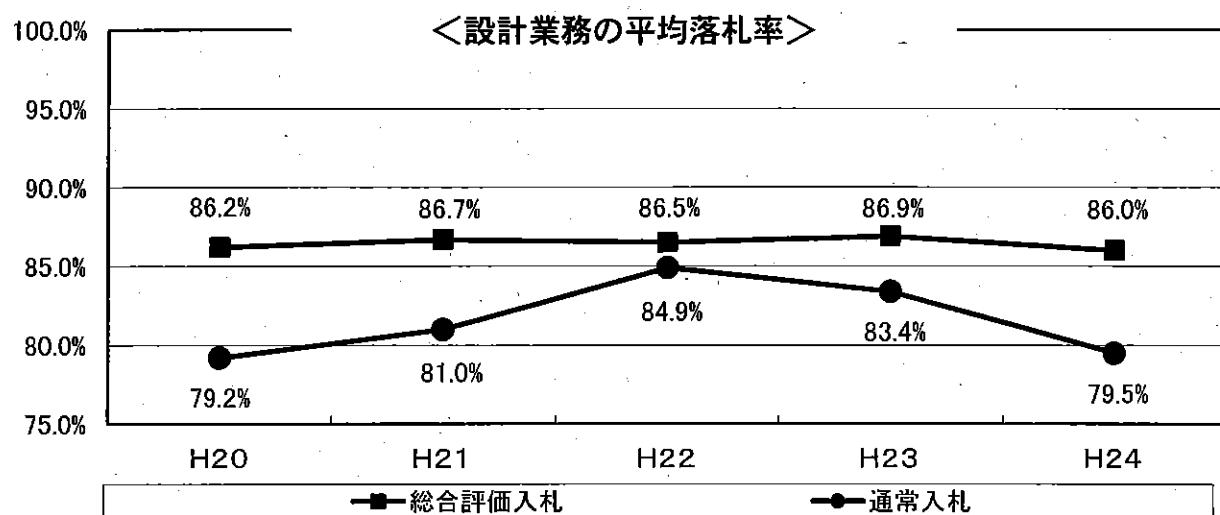
土木関係建設コンサルタント業務の総合評価入札の見直しについて

平成25年6月7日
県土総務課

土木関係建設コンサルタント業務について、総合評価入札の導入を目指しており、業務の品質確保、受注機会の確保、技術評価の適切な設定等の観点から、次のとおり総合評価入札を見直すことを検討しています。

1 現状と課題

- ① 平成23年度は技術者数点数など業者間の技術評価の差が大きく、小規模業者等は2~3者の共同企業体でなければ競争できない等の課題があり、平成24年度から配置技術者評価の新設と会社評価の縮小等の見直しを行ったところ、3者共同企業体や未受注者の減少など一定の効果はあった。
- ② しかし、総合評価入札の対象業務範囲の拡大により、総合評価入札以外で競争が激化し、通常入札の平均落札率が低下したことから、更なる見直しを検討するものである。



2 総合評価入札の見直し案

(1) 基本的な考え方

- 業務の品質確保と受注機会の確保
 - 技術力のある企業が単独で競争できるよう、技術評価の適切な設定を行うとともに、業務内容等に応じて単独又は共同企業体により入札参加できるものとする。
 - ・価格と技術の評価の配点比率 40 : 60 ⇒ 60 : 40
 - ・会社と配置技術者の評価の配点比率 50 : 10 ⇒ 30 : 10
 - 総合評価に相応しい規模や内容の業務を対象とし、対象業務範囲を適切に設定する。

(2) 対象業務及び評価項目等の見直し案

① 対象業務範囲

- 5百万円以上の難易度の高い業務の1/2~2/3程度(当面1/2程度)※以下の業務から選定
 - ・1千万円以上の難易度の高い業務
 - ・5百万円~1千万円未満の難易度が高い業務のうち橋梁設計などの業務

② 評価項目・配点

評価項目	入札価格点数	技術評価点数								合計
		技術者数	配置技術者	会社業務成績	ISO	男女共同参加	資格停止	手持業務件数	計	
点数(現行)	40	23	10	25	1	1	0~3	-3×件数	60	100
点数(改正案)	60	13	10	15	1	1	0~3	-3×件数	40	100

県道河原インター線の愛称決定について

平成 25 年 6 月 7 日
道 路 建 設 課

一般県道河原インター線の愛称を、「県道河原インター線通称名選定委員会（鳥取自動車道活性化協議会会长ほか 7 名）」での審査を経て決定しました。

今後、観光チラシや道路地図への掲載を関係機関に依頼するとともに、標識の設置等を進めます。

1 愛称

かわはら八頭フルーツライン

2 愛称決定のポイント

- (1) 河原、八頭両地域とも西条柿、花御所柿及びリンゴ等、フルーツの生産、振興に力を入れており、道路沿線からもその風景が見られるなど、道路の特色をよく表している。
- (2) 河原、八頭両地域を結ぶ道路であることが表れている。
- (3) 平仮名、漢字、カタカナのバランスがよく、親しみやすい文字の並びとなっている。

<参考>

応募状況

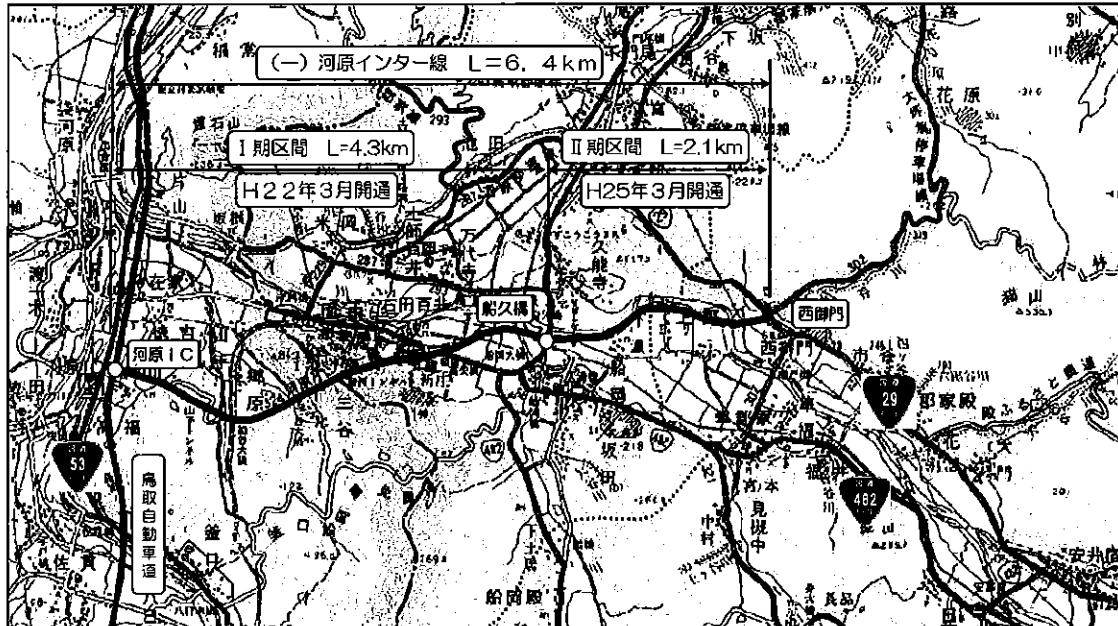
(1) 応募期間

平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 21 日まで

(2) 応募総数

440 作品

(うち、県内からの応募 131 作品、県外からの応募 305 作品、不明 4 作品)



湖山川等におけるフナ等の斃死（へいし）について

平成25年6月7日
水産課
水・大気環境課
河川課

1 斃死の状況

	今年（5月末～6月）の状況	昨年（4～5月、8月）の状況
主な斃死場所	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川金沢付近、福井川河口付近、三津地区周辺でフナ等の斃死を確認したが、その多くは湖山川で斃死したものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 4～5月に湖山池一円でフナの斃死を確認したが、湖山川では確認できなかった。 8月には湖山池一円及び湖山川でフナの斃死を確認した。
斃死魚の回収・処分	<ul style="list-style-type: none"> 6月6日までに約2,425kgを回収し、焼却処分した。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月に約770kg、8月に約2,280kg、合計3,050kg回収し、焼却処分した。
斃死原因	<ul style="list-style-type: none"> 主な斃死魚がフナであり、細菌検査も陽性であったことから、産卵後の衰弱による抵抗力低下により運動性エロモナス症に感染した可能性が考えられる。 また、湖山川、福井川では河川水量が少なく貧酸素状態が確認されたことから、酸欠により斃死した可能性も考えられる。 <p>※5月31日、6月6日の河川の溶存酸素は0.8mg/l～1.2mg/l ※5月の湖山観測所の降水量は平年比28.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> フナの細菌検査を実施したが、細菌が検出されなかったこと、1m以浅の池内では貧酸素状態が確認できなかったことから、斃死原因是不明であった。 <p>※5月の湖山観測所の降水量は平年比96.0% ※8月の湖山観測所の降水量は平年比117.7%</p>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による周辺水域の監視を継続する。 斃死魚の迅速な回収作業を行う。 	

2 主な経過

日付	内 容
5/27	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川等で数日前からフナの斃死を確認した。 27日には、100尾を超える斃死魚を河川内のオイルフェンス周辺で確認した。 斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約175kg）
5/28	<ul style="list-style-type: none"> 周辺流入河川も現場調査し、斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約170kg） 栽培漁業センターで、細菌検査のための検体を採取し疾病検査に着手した。
5/29 ～ 6/ 6	<ul style="list-style-type: none"> 湖山川を中心に監視し、斃死魚を確認した。 湖山川の金沢橋付近の斃死魚を回収し、焼却処分した。 (5/30の回収量：約210kg、6/1の回収量：約270kg、6/4の回収量：約250kg、6/5の回収量：約560kg、6/6の回収量：約790kg)

3 栽培漁業センターによる検査結果（5月31日）

- 検査結果：運動性エロモナス症は陽性（斃死魚2尾、生魚1尾から細菌検出）
- 検体：ギンブナ 体長約30cm（斃死魚2尾、生魚2尾）
- 検査方法：PCR検査（体表・鰓・肝臍・腎臍）
- 外観等：生魚には外観に目立った出血や発赤等はない。内蔵には特に異常は見られない。
斃死魚は、体側部の発赤などの症状が見られる。内蔵は腐敗し腹水貯留が見られ、卵巣が発達している。
- 検出菌の特徴：水中における常在菌であり、魚の抵抗力低下が引き金となり発症する可能性が高い。

境港における平成25年度先導的官民連携支援事業の採択について

平成25年6月7日
空港港湾課
境港管理組合

本年4月、境港管理組合が国土交通省所管の先導的官民連携支援事業に『境港におけるみなとを核とした官民連携事業』を応募していたところ、6月4日に下記のとおり採択されました。

記

1 事業内容

- (1) 事業名 境港におけるみなとを核とした官民連携事業
- (2) 事業主体 境港管理組合
- (3) 事業費 12,000千円（全額国費）
- (4) 内容
 - ・みなとを核とした日本海側の賑わいづくり方策の検討
 - ・ターミナルが位置する竹内南地区の人流・物流の拠点としてのみなと機能のあり方（整備・運営）の検討

〔先導的官民連携支援事業の概要〕

官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を国が助成することにより、先導的な官民連携事業の事例となる案件の形成を推進することが目的。（民間の資金、能力をより積極的に活用する事業を重点的に促進する。）

2 今後の取り組み

平成27年度の竹内南地区貨客船ターミナル整備の事業着手に向けて、今後検討委員会を設置し、魅力あるみなとのあり方について官民一体となって検討する。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査 要項（案）の概要について

平成25年6月7日
水 産 課
境港水産事務所
空港港湾課

平成26年度から鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）及び境漁港の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港水産物市場管理株式会社

（指名理由）

本会社は境港魚市場株式会社、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合JFしまねの共同出資により設立され、平成21年度より本市場・漁港の施設管理等の指定管理を受託しているが、誠実に管理を行っている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の利用許可、施設使用料の徴収等に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他境港市場及び県の管理する漁港施設（甲種漁港施設）のうち境漁港に係るもの（以下「境漁港甲種漁港施設」という。）の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開場時間、休場日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 卸売予定数量等の報告・掲示、施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「市場条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、危険物の制限、放置物件の除去命令、境漁港甲種漁港施設の利用の調整、利用届の受理は、鳥取県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）に基づいて行う。
- エ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 使用料の取扱い

市場施設の使用料は、指定管理者に徴収委託し、県の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額714,835千円（境港市場分680,435千円、境漁港分34,400千円）（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その1／3の額を県に返納する。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（審査要項の決定） | 平成25年7月上旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適當かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産関係者、流通関係者、水産振興局長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<input type="checkbox"/> 管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) <input type="checkbox"/> 管理の基準 開所時間、休所日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 <input type="checkbox"/> 施設設備の維持及び衛生管理の水準 <input type="checkbox"/> 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<input type="checkbox"/> 収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<input type="checkbox"/> 組織及び職員の配置等 <input type="checkbox"/> 法人等の財政基盤、経営基盤 <input type="checkbox"/> 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 <input type="checkbox"/> 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 <input type="checkbox"/> 法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O ・ T E A S の認証 <input type="checkbox"/> 当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

[新規分] 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課 〔西部総合事務所〕 米子県土整備局	国道181号(岸本バイパス)改良工事(1工区)(社会交付金)	西伯郡伯耆町金廻	イワタ建設(株) 岩田 義美 代表取締役	174,720,000円 (予定価格) 193,162,200円	平成25年5月23日 平成26年1月30日	平成25年5月22日	制限付 一般競争入札 (15社)
河川課	鳥取県防災情報システム湖山川他テレメータ観測設備工事(経済対策)	鳥取市東町外	吉川綜合企業体 工事共同企業体 代表者(株)吉川綜合電設 代表取締役 関田寿浩	109,200,000円 (予定価格) 110,688,900円	平成25年5月29日 平成26年1月20日	平成25年5月28日	制限付 一般競争入札 (1社)

[変更分] 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路企画課 〔西部総合事務所〕 米子県土整備局	国道180号(念佛橋)耐震補強工事(下部工)(交付金)	西伯郡南船町下中谷	ビ一工ス三菱・馬野建設 特定建設工事共同企業体 代表者(株)ビ一工ス三菱 鳥取営業所 所長 小倉 德男	(当初契約額) 137,550,000円	平成24年8月31日 平成25年3月15日	平成24年8月30日 (当初契約年月日) 平成25年3月15日	
				(第1回変更後契約額) 137,550,000円 (変更額) 0円	(変更後工期) 平成25年3月29日	(第1回変更契約年月日) 平成25年3月15日	
				(第2回変更後契約額) 137,550,000円 (変更額) 0円	(変更後工期) 平成25年5月31日	(第2回変更契約年月日) 平成25年3月29日	
				(第3回変更後契約額) 108,165,300円 (変更額) △28,784,700円	(変更後工期) 平成25年5月8日	(第3回変更契約年月日) 平成25年5月8日	
				(当初契約額) 102,480,000円	平成25年4月10日 平成26年1月29日	平成25年4月9日 (当初契約年月日) 平成26年1月29日	
				(第1回変更後契約額) 105,076,650円 (変更額) 2,596,650円		(第1回変更契約年月日) 平成25年5月29日	
				(当初契約額) 135,555,000円	平成24年7月19日	平成24年7月19日 (当初契約年月日) 平成25年3月20日	
				(第1回変更後契約額) 135,555,000円 (変更額) 0円	(変更後工期) 平成25年5月20日	(第1回変更契約年月日) 平成25年3月19日	
				(第2回変更後契約額) 136,652,250円 (変更額) 1,097,250円		(第2回変更契約年月日) 平成25年5月20日	

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	要約年月日	摘要
治山砂防課 〔八頭県土整備事務所〕	此奥谷川通常砂防工事(堰堤工) 〔経済対策〕	八頭郡若狭町赤松	中一建設(株) 代表取締役 中尾 仁	(当初契約額) 105,840,000円 (第1回変更後契約額) 107,882,250円 〔 (契更額) 2,042,250円 〕	平成25年4月12日～ 平成25年12月2日	(当初契約年月日) 平成25年4月12日 (第1回変更契約年月日) 平成25年5月28日	
空港港湾課 〔鳥取港湾事務所〕	鳥取港第3防波堤改良工事(重要)	鳥取市港町地先	東洋建設(株)山陰営業所 所長 秋本 龍二	(当初契約額) 132,825,000円 (第1回変更後契約額) 139,236,300円 〔 (契更額) 6,411,300円 〕	平成25年3月2日～ 平成25年11月11日	(当初契約年月日) 平成25年3月1日 (第1回変更契約年月日) 平成25年5月21日	